訪問看護・介護予防訪問看護

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

令和６年６月１日施行

１．事業者（法人）の概要

事業者(法人)の名称	医療法人一晃会
主たる事務所の所在地	〒358-0014　埼玉県入間市宮寺2417番地
代表者(職名・氏名)	理事長　小田　智子
設立年月日	平成11年4月1日
電話番号	04-2934-5121

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション　青い鳥	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒358-0014　埼玉県入間市大字二本木字下狭山88番地5	
電話番号	04-2934-3000	
指定年月日・事業所番号	平成26年　4月　1日指定	1162890044
管理者の氏名	吉田麻紀子	
通常の事業の実施地域	入間市、所沢市(糀谷、林、堀ノ内、三ヶ島、和ケ原、狭山ヶ丘、小手指)瑞穂町(二本木、高根、箱根ヶ崎)	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

５．営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前９時から午後５時まで土曜日午前９時から１２時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

６．事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看　護　師	常勤　４人、非常勤　7人	理学療法士	常勤　　人、非常勤　　人
准 看 護 師	常勤　　人、非常勤　　人	作業療法士	常勤　　人、非常勤　　人
保　健　師	常勤　　人、非常勤　　人	言語聴覚士	常勤　　人、非常勤　　人

７．サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護職員の氏名	（資格：看護師）　　複数名で担当します
管理責任者の氏名	管　理　者　　吉田　麻紀子

８．利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の１割（所得に応じて２割～３割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）訪問看護の利用料

【基本部分】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 ／ 1回あたりの所要時間	1単位 10.42円	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
			1割	2割	3割
２０分未満	３１４	３，２７１円	３２８円	６５５円	９８２円
２０分以上３０分未満	４７１	４，９０７円	４９１円	９８２円	１，４７３円
３０分以上１時間未満	８２３	８，５７５円	８５８円	１，７１６円	２，５７３円
１時間以上１時間３０分未満	１１２８	１１，７５３円	１，１７６円	２，３５１円	３，５２７円

（2）介護予防訪問看護の利用料

【基本部分】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 ／ 1回あたりの所要時間	1単位 10.42円	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
			1割	2割	3割
２０分未満	３０３	３，１５７円	３１６円	６３２円	９４８円
２０分以上３０分未満	４５１	４，６９９円	４７０円	９４０円	１，４１０円
３０分以上１時間未満	７９４	８，２７３円	８２８円	１，６５５円	２，４８２円
１時間以上１時間３０分未満	１０９０	１１，３５７円	１，１３６円	２，２７２円	３，４０８円

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

※介護予防訪問看護費も下記同額の加算になります。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
初回加算（Ⅰ）	新たに訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に初回の指定訪問看護を行った場合（1月につき）	３，６４７円	３６５円	７３０円	１，０９５円

初回加算（Ⅱ）	新たに訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合（1月につき）	３，１２６円	３１３円	６２６円	９３８円
夜間・早朝、深夜加算	夜間（１８時～２２時）又は早朝（６時～８時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の２５％			
	深夜（２２時～翌朝６時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の５０％			
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が１人の利用者に対して３０分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	２，６４６円	２６５円	５３０円	７９４円
	同時に複数の看護師等が１人の利用者に対して３０分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	４，１８８円	４１９円	８３８円	１，２５７円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して１時間３０分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	３,１２６円	３１３円	６２６円	９３８円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）	６，２５２円	６２６円	１，２５１円	１，８７６円
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	５，２１０円 ２，６０５円	５２１円	１，０４２円	１，５６３円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前１４日以内に２回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	２６，０５０円	２，６０５円	５，２１０円	７，８１５円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	６２円	７円	１３円	１９円
看護体制強化加算Ⅰ、Ⅱ	医療ニーズのある要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制にある場合に算定	Ⅰ…５，７３１円 Ⅱ…２，０８４円	５７４円 ２０９円	１，１４７円 ４１７円	１，７２０円 ６２６円
専門管理加算	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合 対象の特定行為：気管カニューレの交換、胃瘻カテーテル若しくは腸瘻カテーテル又は胃瘻ボタンの交換、膀胱瘻カテーテルの交換、褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正	２，６０５円	２６１円	５２１円	７８２円

（3）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の50％の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100％の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（4）支払い方法

上記（1）から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求いたします。

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

１０．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１１．苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号　０４－２９３４－３０００ 面接場所　当事業所の相談室　　吉田麻紀子

（2）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	入間市役所介護保険課	電話番号　０４－２９６４－１１１１
	埼玉県国民健康保険団体連合会	電話番号　０４８－８２４－２５０８
	所沢市役所介護保険課	電話番号　０４－２９９８－１１１１
	瑞穂町役場介護保険課	電話番号　０４２－５５７－９４２８
	東京都国民健康保険団体連合会	電話番号　０３－６２３８－０１７７

１２．交通費

通常の事業の実施地域を超えて行なう指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から片道１キロメートル当たり１００円とする。

１３．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
　・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

（２）訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

（３）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事　業　者　　所在地　埼玉県入間市宮寺２４１７番地

事業者（法人）名　医療法人　一晃会

代表者職・氏名　理事長　小　田　智　子

説明者職・氏名　管理者　吉　田　麻　紀　子

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利　用　者　　住　所

氏　名

署名代行者（又は法定代理人）

住　所

本人との続柄

氏　名